

21文科高第880号
社援発0325第11号
平成22年3月25日
〔第一次改正〕
平成25年3月28日
24文科高第1077号
社援発0328第18号
〔第二次改正〕
平成27年3月31日
26文科高第1161号
社援発0331第49号
〔第三次改正〕
平成28年4月1日
28文科高第226号
社援発0401第44号

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 介 護 福 祉 士 学 校 を 置 く 国 公 私 立 大 学 長
各 関 係 団 体 の 長
各 地 方 厚 生 (支) 局 長
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
各 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」の一部改正について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の一部の施行に伴い、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」（平成22年3月25日付け21文科高第880号文部科学省高等教育局長、社援発第0325第11号厚生労働省社会・援護局長通知）を別添のとおり改正しましたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

(別添)

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」 (平成22年3月25日21文科高第880号、社援発第0325第11号、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育長、厚生労働省社会・援護局長通知) (変更点は下線部)

改正後	現 行
<p>各 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 都道府県知事 指定都市市長 中核市長 都道府県教育委員会教育長 指定都市教育委員会教育長 介護福祉士学校を置く国公立大学長 関係団体の長 地方厚生(支)局長 構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた各地方公共団体の長 </div> 殿</p> <p>平成22年3月25日 21文科高第880号 社援発0325第11号 [第1次改正] 平成25年3月28日 24文科高第1077号 社援発0328第18号 [第2次改正] 平成27年3月31日 26文科高第1161号 社援発0331第49号 [第3次改正] <u>平成28年4月1日</u> <u>28文科高第226号</u> <u>社援発0401第44号</u></p> <p>文部科学省初等中等教育局長 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号まで若しくは第40</p>	<p>各 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 都道府県知事 指定都市市長 中核市長 都道府県教育委員会教育長 指定都市教育委員会教育長 介護福祉士学校を置く<u>各</u>国公立大学長 関係団体の長 地方厚生(支)局長 構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた各地方公共団体の長 </div> 殿</p> <p>平成22年3月25日 21文科高第880号 社援発0325第11号 [第1次改正] 平成25年3月28日 24文科高第1077号 社援発0328第18号 [第2次改正] 平成27年3月31日 26文科高第1161号 社援発0331第49号</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定による</p>

条第2項第2号の規定による学校又は養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第3項の規定により指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為ができることとされる同法第3条の規定による改正後の法第40条第2項第1号から第3号までの規定による学校又は養成施設を含む。以下「養成施設等」という。）並びに法第40条第2項第1号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）若しくは法附則第2条第1項各号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「特例高等学校等」という。）の設置者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第5条に基づき、毎学年度開始後2月以内に、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第10条及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）第11条（附則第2条第2項で準用する第11条を含む。）に定める事項を主務大臣（法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号まで若しくは第40条第2項第2号の規定による養成施設の指定を受けた養成施設の設置者については、その所在地を管轄する都道府県知事）に報告しなければならないこととされているが、今般、当該報告の様式について所要の改正を行ったので通知します。

【本件担当】

文部科学省
初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室助成係
児童生徒課産業教育振興室助成係
電話：03-5253-4111（内線2383）

文部科学省
高等教育局医学教育課医療技術係
電話：03-5253-4111（内線3326）

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室資格試験係
電話：03-5253-1111（内線2845）

学校又は養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為ができることとされる同法第3条の規定による改正後の法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定による学校又は養成施設を含む。以下「養成施設等」という。）並びに法第40条第2項第1号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）若しくは法附則第2条第1項の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「特例高等学校等」という。）の設置者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第5条に基づき、毎学年度開始後2月以内に、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第10条及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）第11条（附則第2条第2項で準用する第11条を含む。）に定める事項を主務大臣（法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定による養成施設の指定を受けた養成施設の設置者については、その所在地を管轄する都道府県知事）に報告しなければならないこととされているが、今般、当該報告の様式について所要の改正を行ったので通知します。

【本件担当】

文部科学省
初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室助成係
児童生徒課産業教育振興室助成係
電話：03-5253-4111（内線2383）

文部科学省
高等教育局医学教育課医療技術係
電話：03-5253-4111（内線3326）

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室資格試験係
電話：03-5253-1111（内線2845）

(別紙様式1) (略)

(別紙様式2)

介護福祉士養成施設等報告書

1 施設の概要

(略)

(注) 1～3 (略)

4 「(4)種類等」には、養成施設等の種類ごとに掲げる次の番号を記載するとともに、該当する課程の形態(昼間等)を「○」で囲むこと。

- ・法第39条第1号の規定による養成施設等: 「①」を記載する。
- ・法第39条第2号の規定による養成施設等: 「②」を記載する。
- ・法第39条第3号の規定による養成施設等: 「③」を記載する。

5～6 (略)

2 (略)

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第39条第1号の規定による養成施設等

(略)

(2) 法第39条第2号の規定による養成施設等

(略)

(3) 法第39条第3号の規定による養成施設等

(略)

4～6 (略)

(別紙様式3)

福祉系高等学校等、特例高等学校等報告書

1 施設の概要

(略)

(注) 1～3 (略)

4 「(4)種類等」には、次の高等学校等の種類ごとに掲げる番号を記載するとともに、該当する課程の形態(全日制等)を「○」で囲むこと。

- ・法第40条第2項第1号の規定による高等学校等であって、専攻科及び別科でない場合は「①」を、専攻科(修業年限が2年以上)の場合は

(別紙様式1) (略)

(別紙様式2)

介護福祉士養成施設等報告書

1 施設の概要

(略)

(注) 1～3 (略)

4 「(4)種類等」には、養成施設等の種類ごとに掲げる次の番号を記載するとともに、該当する課程の形態(昼間等)を「○」で囲むこと。

- ・法第40条第2項第1号の規定による養成施設等: 「①」を記載する。
- ・法第40条第2項第2号の規定による養成施設等: 「②」を記載する。
- ・法第40条第2項第3号の規定による養成施設等: 「③」を記載する。

5～6 (略)

2 (略)

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第40条第2項第1号の規定による養成施設等

(略)

(2) 法第40条第2項第2号の規定による養成施設等

(略)

(3) 法第40条第2項第3号の規定による養成施設等

(略)

4～6 (略)

(別紙様式3)

福祉系高等学校等、特例高等学校等報告書

1 施設の概要

(略)

(注) 1～3 (略)

4 「(4)種類等」には、次の高等学校等の種類ごとに掲げる番号を記載するとともに、該当する課程の形態(全日制等)を「○」で囲むこと。

- ・法第40条第2項第4号の規定による高等学校等であって、専攻科及び別科でない場合は「①」を、専攻科(修業年限が2年以上)の場合は

「②」を記載する。

- ・法附則第2条第1項各号の規定による特例高等学校等であつて、専攻科及び別科でない場合は「③」を、専攻科（修業年限が2年以上）の場合は「④」を記載する。

5～6（略）

2（略）

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第40条第2項第1号の規定による福祉系高等学校等（専攻科及び別科を除く。）

（略）

(2) 法第40条第2項第1号の規定による福祉系高等学校等（専攻科（修業年限が2年以上のものに限る。））

（略）

(3) 法附則第2条第1項各号の規定による特例高等学校等（専攻科及び別科を除く。）

(4) 法附則第2条第1項各号の規定による特例高等学校等（専攻科（修業年限が2年以上のものに限る。））

4～6（略）

（別紙様式4）

介護福祉士実務者養成施設等報告書

1～2（略）

3 前年度における教育の実施状況等

法第40条第2項第2号の規定による養成施設等

（略）

4～6（略）

「②」を記載する。

- ・法附則第2条第1項の規定による特例高等学校等であつて、専攻科及び別科でない場合は「③」を、専攻科（修業年限が2年以上）の場合は「④」を記載する。

5～6（略）

2（略）

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第40条第2項第4号の規定による福祉系高等学校等（専攻科及び別科を除く。）

（略）

(2) 法第40条第2項第4号の規定による福祉系高等学校等（専攻科（修業年限が2年以上のものに限る。））

（略）

(3) 法附則第9条第1項の規定による特例高等学校等（専攻科及び別科を除く。）

(4) 法附則第9条第1項の規定による特例高等学校等（専攻科（修業年限が2年以上のものに限る。））

4～6（略）

（別紙様式4）

介護福祉士実務者養成施設等報告書

1～2（略）

3 前年度における教育の実施状況等

法第40条第2項第5号の規定による養成施設等

（略）

4～6（略）



(参考) 改正後全文

21 文科高第 880 号
社援発 0325 第 11 号
平成 22 年 3 月 25 日
〔第一次改正〕
平成 25 年 3 月 28 日
24 文科高第 1077 号
社援発 0328 第 18 号
〔第二次改正〕
平成 27 年 3 月 31 日
26 文科高第 1161 号
社援発 0331 第 49 号
〔第三次改正〕
平成 28 年 4 月 1 日
28 文科高第 226 号
社援発 0401 第 44 号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 5 条に基づく報告の様式について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 号若しくは第 3 号又は第 39 条第 1 号から第 3 号まで若しくは第 40 条第 2 項第 2 号の規定による学校又は養成施設（社会福祉士法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 2 条第 3 項の規定により指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為ができることとされる同法第 3 条の規定による改正後の法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定による学校又は養成施設を含む。以下「養成施設等」という。）並びに同法第 40 条第 2 項第 1 号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）若しくは法附則第 2 条第 1 項各号の規定による高等学校又は中等教育学校（以下「特例高等学校等」という。）の設置者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）第 5 条に基づき、毎学年度開始後 2 月以内に、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）第 10 条及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）第 11 条（附則第 2 条第 2 項で準用する第 11 条を含む。）に定める事項を主務大臣（法第 7 条第 2 号若しくは第 3 号又は第 39 条第 1 号から第 3 号まで若しくは第 40 条第 2 項第 2 号の規定による養成施設の指定を受けた養成施設の設置者については、その所在地を管轄する都道府県知事）に報告しなければならないこととされているが、今般、当該報告の様式について所要の改正を行ったので、通知します。

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 介 護 福 祉 士 学 校 を 置 く 国 公 立 大 学 長
各 関 係 団 体 の 長
各 地 方 厚 生（支）局 長
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
規 定 を 受 け た 各 地 方 公 立 大 学 長 の 長

殿

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

【本件担当】

文部科学省
初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室助成係
電話：03-5253-4111（内線 2383）

文部科学省
高等教育局医学教育課医療技術係
電話：03-5253-4111（内線 3326）

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室資格・試験係
電話：03-5253-1111（内線 2845）

番 号
年 月 日

文部科学大臣
地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事

養成施設等設置者 

社会福祉士養成施設等報告書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条の規定に基づき報告します。

1 施設の概要

(1) 養成施設等の名称					
(2) 養成施設等の所在地	〒 -				
(3) 設置者	名称				
	代表者氏名				
	所在地	〒 -			
(4) 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限
	該当番号() (昼間・夜間・通信)				
(5) 校長の氏名			(6) 開設年月日		
(7) 専任教員の数	(8) 実習施設の数		在宅その他		
			入所施設		
(9) 情報開示の状況	ホームページによる公表	(有・無) 【ホームページURL: _____】			
	その他の方法による公表	【情報開示の方法: _____】			
(10) 専任事務職員氏名	(11) 連絡先		T e l:		
			F a x:		
			E-mail:		

- (注) 1 当該年度4月1日現在の状況を記載すること。
 2 「(1) 養成施設等の名称」には、指定を受けている課程・コース名まで記載すること。
 3 2以上の課程を設置している養成施設等においては、本表を含め、すべて別様式とすること。
 4 「(4) 種類等」には、次の養成施設等の種類ごとに掲げる番号を記載するとともに、該当する課程の形態(昼間等)を「○」で囲むこと。
 ・ 短期養成施設等: 「①」
 ・ 一般養成施設等: 「②」
 5 「(8) 実習施設の数」における「在宅」には通所介護事業所・特定施設入居者生活介護事業所等が、「施設」には介護老人保健施設・障害者支援施設等が含まれること。
 6 「(9) 情報開示の状況」には、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社援発第0328001号)」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日文科高第918号・社援発第0328004号)」に定められた内容すべてについて、ホームページを用いて公開している場合に「有」を「○」で囲むこと。
 また、その他の方法により情報開示を行っている場合には、その方法を記載すること。

2 当該年度の学年別学生数等

(1) 当該年度の入試状況

第1学年の 入学定員 [a]	受験者数	合格者数	入学者数 [b]	充足率 [b/a×100]

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を辞退した者を除いた人数を記載すること。

(2) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) 学生1人あたりの負担金

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料					
入学金					
授業料					
実習費					
施設維持費					
その他諸費					
合計					

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 社会福祉士短期養成施設等の場合（通称課程除く。）

科目	指定規則上 の時間数	学則上 の時間数 [a]	実授業時間 数 [b]	学則上の時 間数との差 [b-a]
	時間	時間	時間	時間
現代社会と福祉	60			
相談援助の理論と方法	120			
地域福祉の理論と方法	60			
相談援助演習	150			
相談援助実習指導	90			
相談援助実習	180			
合計	660			

- (注) 1 本表は、新カリキュラムを履修して卒業する学年から作成すること。
2 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。

(2) 社会福祉士一般養成施設等の場合（通信課程除く。）

(第 学年)

科目	指定規則上の時間数	学則上の時間数 [a]	実授業時間数 [b]	学則上の時間数との差 [b-a]
	時間	時間	時間	時間
人体の構造と機能及び疾病	30			
心理学理論と心理的支援	30			
社会理論と社会システム	30			
現代社会と福祉	60			
社会調査の基礎	30			
相談援助の基盤と専門職	60			
相談援助の理論と方法	120			
地域福祉の理論と方法	60			
福祉行財政と福祉計画	30			
福祉サービスの組織と経営	30			
社会保障	60			
高齢者に対する支援と介護保険制度	60			
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30			
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30			
低所得者に対する支援と生活保護制度	30			
保健医療サービス	30			
就労支援サービス	15			
権利擁護と成年後見制度	30			
更生保護制度	15			
相談援助演習	150			
相談援助実習指導	90			
相談援助実習	180			
合計	1,200			

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
 2 本表は、新カリキュラムを履修して卒業する学年から作成すること。
 3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
 4 旧カリキュラムが適用となる学年については、本様式を参考として学年ごとに作成し提出すること。
 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。

(3) 社会福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施設等の場合（通信課程に限る。）

(第 学年)

科目	指定規則上の時間数			学則上の時間数			面接授業の実授業時間数 [b]	学則上の時間数との差 [b-a]	レポートの提出回数
	印刷教材による授業	面接授業	実習	印刷教材による授業	面接授業 [a]	実習			
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
人体の構造と機能及び疾病	90	-	-						
心理学理論と心理的支援	90	-	-						
社会理論と社会システム	90	-	-						
現代社会と福祉	180	-	-						
社会調査の基礎	90	-	-						
相談援助の基盤と専門職	180	-	-						
相談援助の理論と方法	360	-	-						
地域福祉の理論と方法	180	-	-						
福祉行財政と福祉計画	90	-	-						
福祉サービスの組織と経営	90	-	-						
社会保障	180	-	-						
高齢者に対する支援と介護保険制度	180	-	-						
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	90	-	-						
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	90	-	-						
低所得者に対する支援と生活保護制度	90	-	-						
保健医療サービス	90	-	-						
就労支援サービス	45	-	-						
権利擁護と成年後見制度	90	-	-						
更生保護制度	45	-	-						
相談援助演習	405	45	-						
相談援助実習指導	243	27	-						
相談援助実習	-	-	180						

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
 2 本表は、新カリキュラムを履修して卒業する学年から作成すること。
 3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
 4 旧カリキュラムが適用となる学年については、本様式を参考として学年ごとに作成し提出すること。
 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。

4 前年度における教員及び実習指導者の異動の状況

区分	新任・退任の別	主任者	氏名	担当科目名	備考
専任教員	新任				
	退任				
その他の教員	新任				
	退任				
実習指導者	新任				
	退任				

- (注) 1 本表は、前年度4月2日から当該年度4月1日までの間における専任教員、専任教員以外のその他の教員、実習指導者の異動の状況について記載すること。
 2 「主任者」には、該当する場合に「○」を記載すること。
 3 「担当科目名」には、担当している指定規則上の科目の名称を記載すること。
 4 その他の教員の「備考」には、指針該当番号を記載すること。《<例>7-(5)-ア-(ア)》

5 前年度における卒業生の状況

(1) 卒業生の状況

前々年度までの卒業生の累計 【a】	前年度の卒業生数 【b】	卒業生の合計 【a+b】

(2) 社会福祉士国家試験の受験状況

受験者数 【a】	合格者数 【b】	合格率 【b/a×100】

- (注) 1 「受験者数」には、前学年度における卒業生のうち、社会福祉士国家試験の受験者数を記載すること。
 2 「合格者数」には、前学年度における卒業生のうち、社会福祉士国家試験の合格者数を記載すること。

(3) 前年度卒業生の進路

就職先	卒業生数
①居宅サービス事業所等（基準該当事業所を含む。）	
②介護保険施設	
③障害福祉サービス事業所（基準該当事業所を含む。）	
④障害者支援施設	
⑤保護施設	
⑥児童福祉施設	
⑦社会福祉協議会	
⑧その他	
⑨公務員	国
	都道府県
	市（区）町村
⑩医療機関	
⑪他産業	
⑫進学	
⑬未就労	
合計	


- (注) 1 本表は、通信課程については省略できること。
 2 「卒業生数」には、働きながら養成施設等に在籍している学生であって、在籍時と同じ職場で働続ける者も含むこと。
 3 「合計」は、5の(1)のb欄と一致させること。
 4 「居宅サービス事業所等」には、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所を含むこと。

6 その他添付資料について

当該年度4月1日現在の学則を添付すること。

番 号
年 月 日

文部科学大臣
地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事

養成施設等設置者 

介護福祉士養成施設等報告書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条の規定に基づき報告します。

1 施設の概要

(1) 養成施設等の名称					
(2) 養成施設等の所在地					
(3) 設置者	名称				
	代表者氏名				
	所在地	〒 -			
(4) 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限
	該当番号() (昼間・夜間)				
(5) 養成施設等の長の氏名		(6) 開設年月日			
(7) 専任教員の人数	(8) 実習施設の数		実習Ⅰ	在宅その他 入所施設	
			実習Ⅱ	在宅その他 入所施設	
(9) 実地研修の実施の有無	有 無	(10) 実地研修の施設数	在宅その他 入所施設		
(11) 情報開示の状況	ホームページによる公表		(有・無) 【ホームページURL: _____】		
	その他の方法による公表		【情報開示の方法: _____】		
(12) 専任事務職員氏名	(13) 連絡先		T e l:		
			F a x:		
			E-mail:		

- (注) 1 当該年度4月1日現在の状況を記載すること。
 2 「(1) 養成施設等の名称」には、指定を受けている課程・コース名まで記載すること。
 3 2以上の課程を設置している養成施設等においては、本表を含め、すべて別様式とすること。
 4 「(4) 種類等」には、養成施設等の種類ごとに掲げる次の番号を記載するとともに、該当する課程の形態(昼間等)を「○」で囲むこと。
 ・ 法第39条第1号の規定による養成施設等: 「①」を記載する。
 ・ 法第39条第2号の規定による養成施設等: 「②」を記載する。
 ・ 法第39条第3号の規定による養成施設等: 「③」を記載する。
 5 「(8) 実習施設の数」における「在宅」には通所介護事業所・特定施設入居者生活介護事業所等が、「施設」には介護老人保健施設・障害者支援施設等が含まれること。なお、実習Ⅰ及び実習Ⅱの両方を行っている実習施設については、実習Ⅰ及び実習Ⅱのいずれにも計上すること。
 6 「(11) 情報開示の状況」には、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社発第0328001号)」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士

学校の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日19文科高第918号・社授発第0328004号）に定められた内容すべてについて、ホームページを用いて公開している場合に「有」を「○」で囲むこと。
また、その他の方法により情報開示を行っている場合には、その方法を記載すること。

2 当該年度の学年別学生数等

(1) 当該年度の入学状況

第1学年の 入学定員 【a】	受験者数	合格者数	入学者数 【b】	充足率 【b/a×100】

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を辞退した者を除いた人数を記載すること。

(2) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) 学生1人あたりの負担金

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料					
入学金					
授業料					
実習費					
施設維持費					
その他諸費					
合計					

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第39条第1号の規定による養成施設等

(第 学年)

領域	教育内容	指定規則上の 時間数	学則上の 時間数 【a】	実授業時 間数 【b】	学則上の 時間数と の差 【b-a】
人間と社 会	人間の尊厳と自立	時間 30以上	時間	時間	時間
	人間関係とコミュニケーション	30以上			
	社会の理解	60以上			
	人間と社会に関する選択科目	-			
	小計	240			
介護	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	120			
	介護実習	450			
	(介護実習Ⅰの計)	-			
(介護実習Ⅱの計)	150以上				
小計	1,260				
こころと からだの しくみ	発達と老化の理解	60			
	認知症の理解	60			
	障害の理解	60			
	こころとからだのしくみ	120			
	小計	300			
医療的 ケア	医療的ケア（基本研修）	50			
	（演習）	-			
	（実地研修）	-			
	小計	50			
合計		1,850			

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
2 本表は、旧カリキュラム（「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社授発第0328001号）」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日19文科高第918号・社授発第0328004号）」による。以下同じ。）を履修して卒業する学年から作成すること。
3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。

4. 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
- 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
- 6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 132 号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成 23 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号）により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(2) 法第 39 条第 2 号に基づく養成施設等

(第 学年)

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
介護		時間	時間	時間	時間
	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	60			
	介護実習	270			
	(介護実習Ⅰの計) (介護実習Ⅱの計)	- 90 以上			
小計	1,020				
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	30			
	認知症の理解	30			
	障害の理解	30			
	こころとからだのしくみ	60			
	小計	150			
医療的ケア	医療的ケア（基本研修）	50			
	（演習）	-			
	（実地研修）	-			
	小計	50			
合計		1,220			

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
- 2 本表は、新カリキュラムを履修して卒業する学年分から作成すること。
- 3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
- 4 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
- 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
- 6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 132 号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（平成 23 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号）により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(3) 法第 39 条第 3 号の規定による養成施設等

(第 学年)

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数 【a】	実授業時間数 【b】	学則上の時間数との差 【b-a】
人間と社会	社会の理解	15			
	小計	15			
介護	介護の基本	180			
	コミュニケーション技術	60			
	生活支援技術	300			
	介護過程	150			
	介護総合演習	60			
	介護実習 (介護実習Ⅰの計)	-			
	(介護実習Ⅱの計)	70 以上			
小計	960				
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	30			
	認知症の理解	60			
	障害の理解	30			
	こころとからだのしくみ	60			
	小計	180			
医療的ケア	医療的ケア (基本研修)	50			
	(演習)	-			
	(実地研修)	-			
	小計	50			
合計		1,205			

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
 2 本表は、旧カリキュラムを履修して卒業する学年から作成すること。
 3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
 4 「医療的ケア」のうち(演習)及び(実地研修)の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合は「-」を記入すること。
 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
 6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第132号)及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」(平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号)により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

4 前年度における教員及び実習指導者の異動の状況

区分	新任・退任の別	主任者	1人以上必要な教員		医療的ケアを担当する教員			実習区分	氏名	担当科目名
			人間と社会	こころとからだのしくみ	基本研修	演習	実地研修			
専任教員	新任									
	退任									
その他の教員	新任									
	退任									
実習指導者	新任						類I・類II			
	退任						類I・類II			

- (注) 1 本表は、前年度4月2日から当該年度4月1日までの間における専任教員、専任教員以外のその他の教員、実習指導者の異動の状況について記載すること。
 2 「主任者」、「1人以上必要な教員」、「医療的ケアを担当する教員」(基本研修、演習、実地研修)には、該当するものにそれぞれ「○」を記載すること。なお、兼務している場合にあっては、兼務している全ての項目について「○」を記載すること。
 3 「実習区分」には、該当するものを「○」で囲むこと。なお、実習Ⅰ及び実習Ⅱのいずれにも該当する場合には、実習Ⅰ及び実習Ⅱの両方を「○」で囲むこと。
 4 「担当科目名」には、担当している指定規則上の科目の名称を記載すること。

5 前年度における卒業生の状況

(1) 卒業生の状況

前々年度までの卒業生の累計 【a】	前年度の卒業生数 【b】	卒業生の合計 【a+b】

(2) 介護福祉士国家試験の受験状況

受験者数 【a】	合格者数 【b】	合格率 【b/a×100】

- (注) 1 本表は、平成28年度以降の報告から記載すること。

- 2 「受験者数」には、前学年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の受験者数を記載すること。
- 3 「合格者数」には、前学年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の合格者数を記載すること。

(別紙様式3)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣
殿
地 方 厚 生 (支) 局 長

高等学校等設置者 

福祉系高等学校等、特例高等学校等報告書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条の規定に基づき報告します。

(3) 前年度卒業生の進路

就職先		卒業生数
①居宅サービス事業所等（基準該当事業所を含む。）		
②介護保険施設		
③障害福祉サービス事業所（基準該当事業所を含む。）		
④障害者支援施設		
⑤保護施設		
⑥児童福祉施設		
⑦社会福祉協議会		
⑧その他		
⑨公務員	国	
	都道府県	
	市（区）町村	
⑩医療機関		
⑪他産業		
⑫進学		
⑬未就労		
合計		

- (注) 1 「卒業生数」には、働きながら養成施設等に在籍している学生であって、在籍時と同じ職場で働き続ける者も含むこと。
- 2 「合計」には、5の(1)のb欄と一致させること。
- 3 「居宅サービス事業所等」には、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所を含むこと。

6 その他添付資料について

当該年度4月1日現在の学則を添付すること。

福祉系高等学校等、特例高等学校等報告書

1 施設の概要

(1) 高等学校等の名称					
(2) 高等学校等の所在地	〒 -				
(3) 設置者	名称				
	代表者氏名				
	所在地	〒 -			
(4) 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限
	該当番号() (全日制・定時制・通信制)				
(5) 校長の氏名	(6) 開設年月日				
(7) 必置教員の人数	(8) 実習施設の数	実習Ⅰ	在宅その他 入所施設		
		実習Ⅱ	在宅その他 入所施設		
(9) 実地研修の実施の有無	有 無	(10) 実地研修の施設数	在宅その他 入所施設		
(11) 情報開示の状況	ホームページによる公表	(有・無) 【ホームページURL: _____】			
	その他の方法による公表	【情報開示の方法: _____】			
(12) 専任事務職員氏名	(13) 連絡先	T e l:			
		F a x:			
		E-mail:			

- (注) 1 当該年度4月1日現在の状況を記載すること。
 2 「(1) 高等学校等の名称」には、指定を受けている課程・コース名まで記載すること。
 3 2以上の課程を設置している高等学校等においては、本表を含め、すべて別様式とすること。
 4 「(4) 種類等」には、次の高等学校等の種類ごとに掲げる番号を記載するとともに、該当する課程の形態(全日制等)を「○」で囲むこと。
 ・法第40条第2項第1号の規定による高等学校等であって、専攻科及び別科でない場合は「①」を、専攻科(修業年限が2年以上)の場合は「②」を記載する。
 ・法附則第2条第1項各号の規定による特例高等学校等であって、専攻科及び別科でない場合は「③」を、専攻科(修業年限が2年以上)の場合は「④」を記載する。
 5 「(8) 実習施設の数」における「在宅」には通所介護事業所・特定施設入居者生活介護事業所等が、「施設」には介護老人保健施設・障害者支援施設等が含まれること。なお、実習Ⅰ及び実習Ⅱの両方を行っている実習施設については、実習Ⅰ及び実習Ⅱのいずれにも計上すること。

- 6 「(9) 情報開示の状況」には、「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日19文科初第1403号・社授発第0328004号)」に定められた内容すべてについて、ホームページを用いて公開している場合に「有」を「○」で囲むこと。
 また、その他の方法により情報開示を行っている場合には、その方法を記載すること。

2 当該年度の学年別生徒数等

(1) 当該年度の入試状況

第1学年の 入学定員 [a]	受験者数	合格者数	入学者数 [b]	充足率 [b/a×100]

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
 2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日時点までに入学を辞退した者を除いた人数を記載すること。

(2) 学年別生徒数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 単位制による課程の生徒については、在学すべき期間をもって便宜相当する各学年の欄に記載すること。
 3 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) 生徒1人あたりの負担金

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料					
入学金					
授業料					
実習費					
施設維持費					
その他諸費					
合計					

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第40条第2項第1号の規定による福祉系高等学校等（専攻科及び別科を除く。）

(第 学年)

教科	科目	指定規則上の単位数	学則上の単位数 【a】	実授業単位数 【b】	学則上の単位数との差 【b-a】
福祉		単位	単位	単位	単位
	社会福祉基礎	4			
	介護福祉基礎	5			
	コミュニケーション技術	2			
	生活支援技術(医療的ケアを含む。)	10			
	介護過程	4			
	介護総合演習	3			
	介護実習	13			
	(介護実習Ⅰの計)	-			
	(介護実習Ⅱの計)	5単位以上			
小計	49				
公民、数学、理科又は家庭	人間と社会に関する選択科目 (科目名：)	4			
小計	4				
合計	53				

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
 2 「学則上の単位数」には、学年ごとに組まれた授業科目の単位数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の単位数」、「実授業単位数」には、「-」を記入すること。
 3 各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。
 4 「実授業単位数」には、自習時間等を除いた単位数を記載すること。

(2) 法第40条第2項第1号の規定による福祉系高等学校等（専攻科（修業年限が2年以上のものに限る。））

(第 学年)

科目	指定規則上の単位数	学則上の単位数 【a】	実授業単位数 【b】	学則上の単位数との差 【b-a】
	単位	単位	単位	単位
社会福祉基礎	4			
介護福祉基礎	5			
コミュニケーション技術	2			
生活支援技術(医療的ケアを含む。)	10			
介護過程	4			
介護総合演習	3			
介護実習	13			
(介護実習Ⅰの計)	-			
(介護実習Ⅱの計)	5単位以上			
こころとからだの理解	8			
人間と社会に関する選択科目 (科目名：)	4			
合計	53			

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
 2 「学則上の単位数」には、学年ごとに組まれた授業科目の単位数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の単位数」、「実授業単位数」には、「-」を記入すること。
 3 各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。
 4 「実授業単位数」には、自習時間等を除いた単位数を記載すること。

(3) 法附則第2条第1項各号の規定による特例高等学校等（専攻科及び別科を除く。）

(第 学年)

教科	科目	指定規則上の単位数	学則上の単位数 [a]	実授業単位数 [b]	学則上の単位数との差 [b-a]
福祉	社会福祉基礎	4			
	介護福祉基礎	4			
	コミュニケーション技術	2			
	生活支援技術（医療的ケアを含む。）	7			
	介護過程	3			
	介護総合演習	2			
	介護実習	4			
	こころとからだの理解	5			
	小計		31		
公民、数学、理科又は家庭	人間と社会に関する選択科目 (科目名:)	4			
	小計	4			
	合計	35			

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
 2 「学則上の単位数」には、学年ごとに組まれた授業科目の単位数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の単位数」、「実授業単位数」には、「-」を記入すること。
 3 各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の単位数については、添削指導3回及び面接指導2単位時間（1単位時間を50分とする。）を1単位として計算することを標準とする。
 4 「実授業単位数」には、自習時間等を除いた単位数を記載すること。

(4) 法附則第2条第1項各号の規定による特例高等学校等（専攻科（修業年限が2年以上のものに限る。））

(第 学年)

科目	指定規則上の単位数	学則上の単位数 [a]	実授業単位数 [b]	学則上の単位数との差 [b-a]
	単位	単位	単位	単位
社会福祉基礎	4			
介護福祉基礎	4			
コミュニケーション技術	2			
生活支援技術（医療的ケアを含む。）	7			
介護過程	3			
介護総合演習	2			
介護実習	3			
こころとからだの理解	5			
人間と社会に関する選択科目 (科目名:)	4			
合計	34			

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
 2 「学則上の単位数」には、学年ごとに組まれた授業科目の単位数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の単位数」、「実授業単位数」には、「-」を記入すること。
 3 各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の単位数については、添削指導3回及び面接指導2単位時間（1単位時間を50分とする。）を1単位として計算することを標準とする。
 4 「実授業単位数」には、自習時間等を除いた単位数を記載すること。

- 2 「受験者数」には、前年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の受験者数を記載すること。
- 3 「合格者数」には、前年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の合格者数を記載すること。

4 前年度における教員及び実習指導者の異動の状況

区分	新任・退任の別	主任者	1人以上必要な教員		医療的ケアを担当する教員			実習区分	氏名	担当科目名
			介 護 課	こ こ ろ と か も の し く み	基 本 研 修	演 習	実 地 研 修			
必修教員	新任者									
	退任者									
その他の教員	新任者									
	退任者									
実習指導者	新任者						類Ⅰ・類Ⅱ			
	退任者						類Ⅰ・類Ⅱ			

- (注) 1 本表は、前年度4月2日から当該年度4月1日までの間における教員、その他の教員、実習指導者の異動の状況について記載すること。
- 2 「主任者」、「1人以上必要な教員」「医療的ケアを担当する教員」(基本研修、演習、実地研修)には、該当するものにそれぞれ「○」を記載すること。なお、兼務している場合にあっては、兼務している全ての項目について「○」を記載すること。
- 3 「実習区分」には、該当するものを「○」で囲むこと。なお、実習Ⅰ及び実習Ⅱのいずれにも該当する場合には、実習Ⅰ及び実習Ⅱの両方を「○」で囲むこと。
- 4 「担当科目名」には、担当している科目の名称を記載すること。

5 前年度における卒業生の状況

(1) 卒業生の状況

前々年度までの卒業生の累計 [a]	前年度の卒業生数 [b]	卒業生の合計 [a+b]

(2) 介護福祉士国家試験の受験状況

受験者数 [a]	合格者数 [b]	合格率 [b/a×100]

- (注) 1 本表は、福祉系高等学校等のみ作成すること。

(3) 前年度卒業生の進路

就職先	卒業生数
① 居宅サービス事業所等 (基準該当事業所を含む。)	
② 介護保険施設	
③ 障害福祉サービス事業所 (基準該当事業所を含む。)	
④ 障害者支援施設	
⑤ 保護施設	
⑥ 児童福祉施設	
⑦ 社会福祉協議会	
⑧ その他	
⑨ 公務員	国
	都道府県
	市(区)町村
⑩ 医療機関	
⑪ 他産業	
⑫ 進学	
⑬ 未就労	
合計	


- (注) 1 本表は、通信課程については省略できること。
- 2 「卒業生数」には、働きながら養成施設等に在籍している生徒であって、在籍時と同じ職場で働き続ける者も含むこと。
- 3 「合計」には、5の(1)のb欄と一致させること。
- 4 「居宅サービス事業所等」には、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所を含むこと。

6 その他添付資料について

当該年度4月1日現在の学則を添付すること。

文部科学大臣
地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事

番 年 月 日
号 日

養成施設等設置者 

介護福祉士実務者養成施設等報告書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条の規定に基づき報告します。

1 施設の概要

(1) 養成施設等の名称					
(2) 養成施設等の所在地	〒 -				
(3) 設置者	名称				
	代表者氏名				
	所在地	〒 -			
(4) 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限
	該当番号 昼間・夜間・通信主体の課程				
(5) 養成施設等の長の氏名			(6) 開設年月日		
(7) 専任教員の人数					
(8) 実地研修の実施の有無	有 無	(9) 実地研修の施設数	在宅その他		
			入所施設		
(10) 情報開示の状況	ホームページによる公表	(有・無) 【ホームページURL: _____】			
	その他の方法による公表	【情報開示の方法: _____】			
(11) 専任事務職員氏名	(12) 連絡先		T e l:		
			F a x:		
			E-mail:		

(注) 1 当該年度4月1日現在の状況を記載すること。
2 「(1) 養成施設等の名称」には、指定を受けている課程・コース名まで記載すること。
3 2以上の課程を設けている養成施設等においては、本表を含め、すべて別様式とすること。
4 「(4) 種類等」には、該当する課程の形態(昼間等)を「○」で囲むこと。
5 「(5) 養成施設等の長の氏名」には、学長・校長等の氏名を記入すること。
6 「(10) 情報開示の状況」には、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社授発第0328001号)」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日19文科高第918号・社授発第0328004号)」に定められた内容すべてについて、ホームページを用いて公開している場合に「有」を「○」で囲むこと。
また、その他の方法により情報開示を行っている場合には、その方法を記載すること。

2 当該年度の学年別学生数等

(1) 当該年度の入所等状況

第1学年の 入学定員 [a]	合格者数 [b]	充足率 [b/a×100]

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を辞退した者を除いた人数を記載すること。

(2) 前年度における開講回別入所者数等

回数	開講期間	面接授業の開催 場所	各回の定員	在籍者数
第 回				
第 回				
第 回				
第 回				
第 回				
合計				

- (注) 1 本表は、前年度の状況について記載すること。
2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年		
第2学年		
第3学年		
第4学年		
合計		

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
2 第2学年以下の欄は、修業年限が1年を超える場合に使用すること。修業年限が4年を超える場合には適宜欄を追加すること。
3 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(4) 学生1人あたりの負担金

コース等別	入学金	授業料	施設維持費	その他諸費	合計
合計					

- (注) 1 修訂認定が認められることにより、学生の負担金が異なる場合には、コース等別に記載すること。

3 前年度における教育の実施状況等

法第40条第2項第2号の規定による養成施設等

科目	指定規則 上の時間 数 [a]	学則上の 時間数 [b]	実授業時 間数 [c]	学則上の時 間数との差 [b-a]	面接授業 の授業時 間数
	時間	時間		時間	時間
人間の尊厳と自立	5				
社会の理解Ⅰ	5				
社会の理解Ⅱ	30				
介護の基本Ⅰ	10				
介護の基本Ⅱ	20				
コミュニケーション技術	20				
生活支援技術Ⅰ	20				
生活支援技術Ⅱ	30				
介護過程Ⅰ	20				
介護過程Ⅱ	25				
介護過程Ⅲ	45				
発達と老化の理解Ⅰ	10				
発達と老化の理解Ⅱ	20				
認知症の理解Ⅰ	10				
認知症の理解Ⅱ	20				
障害の理解Ⅰ	10				
障害の理解Ⅱ	20				
こころとからだのしくみⅠ	20				
こころとからだのしくみⅡ	60				
医療的ケア (基本研修)	50				
(演習)	-				
(実地研修)	-				
合計	450				

- (注) 1 修業年限が1年を超える場合には、各学年ごとに作成すること。
 2 修業年限が1年を超える場合には、「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
 3 「医療的ケア」のうち（演習）及び（実地研修）の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合、「-」を記入すること。

4 前年度における教員の異動の状況

区分	新任・退任の別	主任者	介護課程Ⅲを担当する教員	医療的ケアを担当する教員			氏名	担当科目名
				基本研修	演習	実地研修		
専任教員	新任							
	退任							
その他の教員	新任	/						
	退任	/						

- (注) 1 本表は、前年度4月2日から当該年度4月1日までの間における専任教員、専任教員以外のその他の教員の異動の状況について記載すること。
 2 「主任者」、「介護過程Ⅲを担当する教員」「医療的ケアを担当する教員」（基本研修、演習、実地研修）には、該当するものにそれぞれ「○」を記載すること。なお、兼務している場合には、兼務している全ての項目について「○」を記載すること。
 3 「担当科目名」には、担当している指定規則上の科目の名称を記載すること。

5 前年度における卒業生（修了者）の状況

(1) 卒業生（修了者）の状況

前々年度までの卒業生（修了者）の累計 【a】	前年度の卒業生（修了者）数 【b】	卒業生（修了者）の合計 【a+b】

6 その他添付資料について

当該年度4月1日現在の学則を添付すること。